平成２９年（フ）第１３５号
神戸市西区平野町慶明字花岡77　特別養護老人ホーム　花園ホーム、住民票上の住所兵庫県明石市藤江1110番地の６
債務者　宮地　強二
成年後見人　紅谷　正人
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
神戸市西区王塚台６丁目103番地の１　第三王塚マンション304号
債務者　久門　忠朗
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
兵庫県明石市二見町東二見12番地の２
債務者　安達ちずる
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
兵庫県明石市相生町１丁目10番10―202号
債務者　大渕　栄爾
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
広島市南区東霞町５―18―105、住民票上の住所広島市南区仁保２丁目７番22―２号
債務者　塩屋　勝利
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３３号
広島市安佐南区中筋２丁目15番３―202号
債務者　川合　和子
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５８４号
広島市東区戸坂新町２丁目34番15―206号
債務者　堀内佐弥香
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９０号
広島県安芸郡熊野町呉地５丁目14番17号
債務者　呉えんか座こと　柏田　由紀
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６１５号
広島市西区大芝１丁目８番26―201号
債務者　髙月　大彰
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１号
山口県下関市富任町６丁目18番18号　下関病院内
債務者　嶋野　里美
１　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
山口県下関市稗田西町９番１号
債務者　村上　卓江（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成29年８月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
愛媛県宇和島市吉田町法花津１番耕地336番地５
債務者　藤原　圭介
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第３９号
愛媛県西予市明浜町田之浜甲789番地
債務者　大中　裕介
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第９号
高知県安芸市土居548番地３
債務者　佐々木由衣
１　決定年月日時　平成29年８月８日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
熊本市中央区国府２丁目６番17号　コートハウス国府103号室
債務者　原口　彩可
１　決定年月日時　平成29年８月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３０６号
熊本市東区新南部３丁目１番31号
債務者　坂本　　洋
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２７号
宮崎市清水１丁目６番９号　ＡＸＩＳ　ｓｈｉｍｉｚｕ303号、前住所宮崎県児湯郡新富町大字新田17306番地１
債務者　村田　輝紀
１　決定年月日時　平成29年８月９日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
宮崎地方裁判所破産係